

第Ⅱ章 被害防止対策

1. 被害防止対策のポイント

野生鳥獣による農作物の被害防止対策を行う場合、まず第一に被害を引き起こす要因を知ることが重要である。その上で、被害要因に対応した対策を行う必要がある。

被害防除とは、農林業や人身に対する被害発生の原因やプロセスを解明し、様々な被害防止技術を用いて被害の軽減を図る手法である。

ハクビシンの被害防止対策としては、

- ① 被害を出しているのがハクビシンかを確認すること
- ② 農地や人家周辺に寄せ付けないこと
- ③ 農地への侵入を防ぐこと
- ④ 捕獲による個体数の減少

がある。これらを組み合わせ、効率良く被害を防ぐことが重要である（図2.1）。

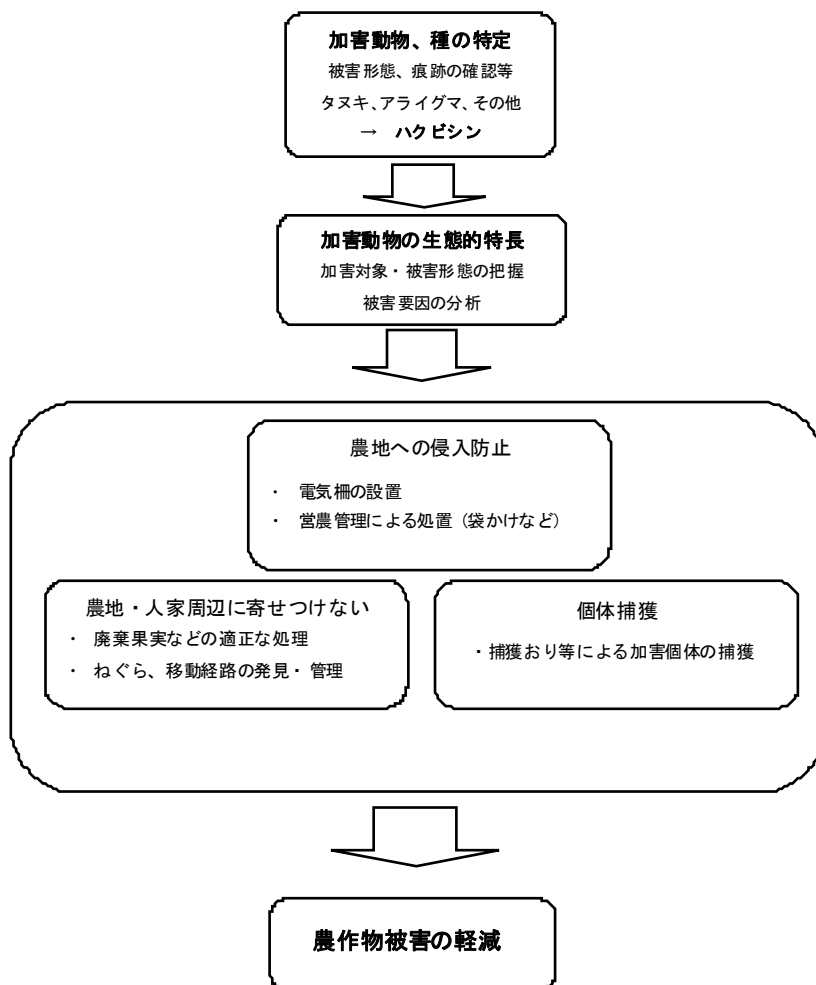


図2.1 被害防止対策のプロセス

鳥獣被害防止特措法 が制定されました

『鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律』

平成 19 年に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法（平成 19 年法律第 134 号）」という。）が制定された。

この法律は、効果的な被害防止対策を進めるにあたっては、地域主体の取組を推進することが必要であるが、農林漁業者の高齢化や狩猟者の減少等が進行していることに伴い、地域全体で被害対策に取り組む体制を早急に整備することが必要となっていることを受け制定された。

また、平成 20 年 2 月に施行されたことを踏まえ、本法に基づく、市町村による被害防止計画の作成を推進し、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえつつ、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲や侵入防止対策等の取り組みを総合的かつ計画的に推進する必要がある。

被害防止計画を作成した市町村においては、

- ①都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権利行使
- ②地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置
- ③鳥獣被害対策実施隊の設置、民間隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置

等の被害防止対策を推進するための必要な措置が講じられる。

2. 被害を及ぼす動物の特定

日本ではハクビシンと同じ位の大きさのタヌキ、アライグマ、アナグマが生息しており、これら動物による被害とハクビシンによる被害形態が似ている。特に、農業者の方々は、ハクビシン自体をタヌキやアライグマと勘違いしている場合が多い。そのため、被害もハクビシンによるものではなく、タヌキやアライグマと考えている。そこで、実際に効果的な被害防止対策に取り組む上でも被害を与えている動物を、痕跡（足跡・食べ跡など）や目撃により特定することが重要である。

ハクビシンと他の動物による食害形態

■ トウモロコシに対する被害形態



アライグマの食べ跡

茎を倒し、外皮を剥いて
きれいに食べる。



タヌキの食べ跡

アライグマと同様に茎を倒し、実を食べ
るが、土がついた部分は食べない。



ハクビシンの食べ跡

トウモロコシの茎を斜めに倒し、実を食べる。ハ
クビシンの特徴は、茎を倒さず斜めになる。

■夏みかんに対する被害形態



樹上から頭を下にして、果実を食べることが多い。



食べられた果実の下に、内皮が吐き出されることが多い。

■その他果実（ぶどう・イチゴ・スイカ）



ぶどうへの被害は、袋を口で下に引き破り、その穴から顔をつっこんで、実を食べる。



イチゴの場合は、実を食いちぎるためヘタが残ることが多い。



ハクビシンによるスイカの食べ跡は、顔をつっ込んで中身を食べるため、穴が大きくなる。



アライグマによるスイカの食べ跡は、500円玉程度の穴をあけ、手を入れて中身を食べる。

注意！ハクビシンと間違えやすい動物たち

ハクビシンは、タヌキ、アナグマ、アライグマと顔の模様や体型が似ており、判別には注意が必要で、4種とも大きさは中型犬程度だが、**額から鼻にかけて白いスジがあるのはハクビシンだけ、尾が長いのも特徴**

ハクビシン

- ・尾が長く、体の長さとほぼ同じ。
- ・鼻から後頭にかけて白い帯がある。
- ・指は5本。



全身

顔の模様

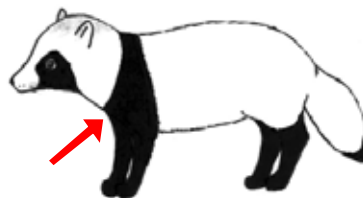
足跡
(後) (前)



約90～110cm

タヌキ

- ・前肢から肩にかけて黒い帯が特徴
- ・四肢は黒色。
- ・指は4本で、イヌに似ている。
- ・体重は約3～5kgである。
- ・尾が短い。



約65～75cm

アナグマ

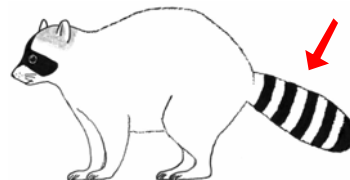
- ・四肢は短く、褐色か黒色。
- ・耳は小さく先端が丸い。鼻が大きい。
- ・指は5本で、湾曲した長い爪がある。
- ・体重は約10～12kgである。
- ・尾が短い。



約60～65cm

アライグマ

- ・尾の黒い縞模様(5～7段)が特徴。
- ・指は5本で細長い。
- ・体重は約4～10kgである。
- ・尾が短い。



約60～100cm

3. ハクビシンを寄せつけない営農管理

一般的に、野生鳥獣は草原、林地、水辺等の自然環境を本来の生息地としているが、農地で栽培されている作物や生活ゴミが、鳥獣にとっては餌となる場合が多くある。特に、本来の生息地である自然の餌に比べ、農作物や生活ゴミは、栄養価が高い。これら集落周辺の環境を管理することで、鳥獣を農地や人家周辺に寄せつけないことが被害防止対策の第一歩となる。

(1) 農地をエサ場にしない取組

○収穫しない果実、落下した果実や、すでにハクビシンに食べられた農作物はよい餌となる。農地に残さず、簡単にとられないように、埋設など適切に処理する。例えば、収穫適期が過ぎ、出荷が終わったぶどうやリンゴなどは、いずれも放置したままではハクビシンの餌となるので、適切に処分する。

○家庭から出た生活ゴミ、廃果果実を堆肥がわりに農地や庭先に放置しない。

○農地周辺にある用水路や排水路などは、ハクビシンの移動経路になるため落ち葉や枯れ枝などは頻繁に清掃をするとハクビシンは警戒し、利用しなくなる。



放置されたリンゴ

(2) 放棄された果樹の適正管理

- 所有者が不明、あるいは誰も収穫せず放棄されたカキ、ミカン、リンゴなどの果樹は、地域で合意のうえできるだけ伐採する。
- 農家や集落だけで収穫できない果実は、ボランティアの協力を得て剪定・収穫する方法もある。また、収穫物をボランティアに持ち帰ってもらうことによって、農家や地域だけでは消費し切れない収穫物の有効利用も兼ねることができる。

(3) 集落周辺の環境整備

- 軒下の干柿、干芋など人家周辺で餌となりそうな食物は、ハクビシンから食べられないように管理する（ネットに入れて干すなど）。
- 野菜などの無人直売所でも、簡単に取りられない工夫をする。
- 家庭からでる缶ジュースの空き缶は糖分を含むものが多く、ハクビシンにとって餌となるので、空き缶は水で洗って処分する。
- 果物、ジュース、菓子などのお墓の供え物は、お参りが終わったら持ち帰る。
- 人が棲まなくなった人家や農地に隣接した農作業のための資材置き場など、頻繁に見回りをし、屋根裏などにハクビシンが侵入しないように適切に管理する。



ボランティアを使ったカキの収穫



神社に侵入しようとしているハクビシン

4. 侵入防止対策技術

ハクビシンは、体重が3～4kg と軽く、木に登ることが得意で、バランス感覚も優れている。この特徴からイノシシ用やシカ用の防護柵(トタン板、遮光ネット、ビニールシート、金網フェンスなど)をそのままハクビシンに転用しても防止効果は低い。現在、ハクビシンの被害防止対策としては、電気柵が最も有効である。

(1) 電気柵

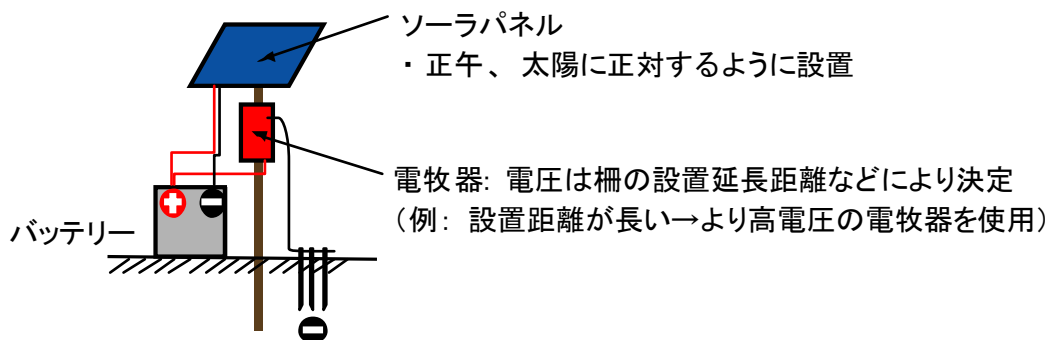
既存の電線型の電気柵は主にイノシシ、シカ用の防護柵として利用され、電線型かネットと電線の複合型がサルで利用されている。

電線や通電ネットを用いた電気柵には、5,000～10,000 ボルト程度の高電圧の電気が1秒ほどの間隔で流れる。このことによって、電線や通電ネットに触れた獣類に電気ショックを与えて、撃退する柵である。そのため、確実に獣類が感電するように配置・配線すること、電線や通電ネットの電圧が低下しないように漏電を防止(定期的な電圧チェック、草刈など)することが重要となる。

■電気柵の機能と設置上の注意

- 人間が触れても怪我をしないように、数千ボルトの微電流が1秒間に1回程度、瞬間的に流れるように設定されている。
- ハクビシンの足裏、鼻先などが、電気柵の柵線(プラス極)と地面(マイナス極)の両方に同時に触れて電流が流れ、電気ショックが起こる。
- 電気柵には、危険表示板(子どもが読めるように「ひらがな」を含めた)を目立つ箇所に複数枚設置する。

●電源と電牧器



①電線型

■使用する資材の特徴

電気柵は柵線（電線）、支柱、碍子（支柱と柵線の絶縁体）、電牧器、電源、危険表示版などからなる（表2.1、図2.2）。

表2.1 使用する主な資材とその特徴

資材	特徴
柵線	金属線、もしくは樹脂紐に金属線を編みこんだもの（樹脂紐タイプ）。野生獣はこれに触れ電気ショックを受ける。耐用年数は樹脂紐タイプで5～6年、金属線（高張力線）で15～20年程度である。
支柱	ビニールなどで被膜された金属ポールやグラスファイバー製がある。
碍子	柵線の電気が支柱を通して漏電しないように、支柱に取り付ける。プラスチック製の碍子がよく使われている。碍子は絶縁体であればよいので、ペットボトルを碍子として利用した事例もある。
電牧器	柵線に5,000～10,000V程度の電圧の電流を約1秒間隔で流す装置
電源	バッテリーか既存電源を使用。バッテリーの場合、充電のためのソーラーパネルを併設することが多い。
その他	アース、危険表示版、テスターなど。

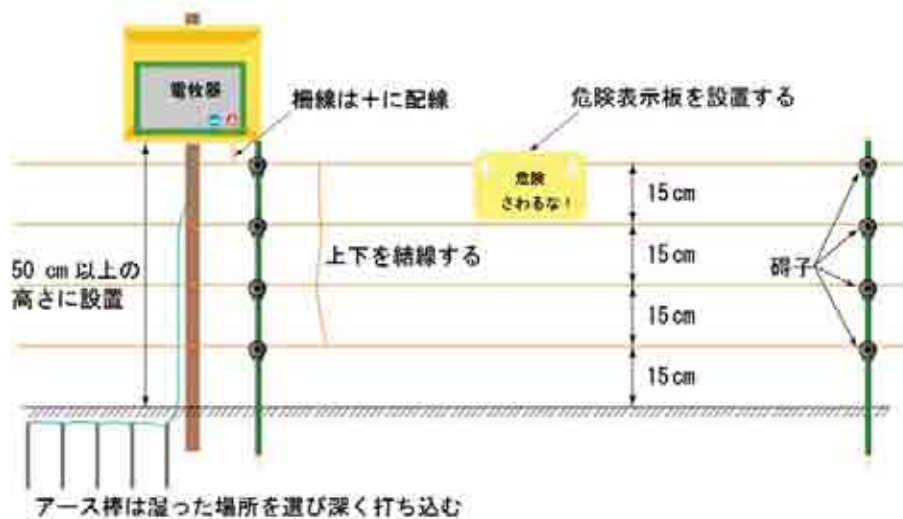


図2.2 ハクビシン用電気柵（電線型で4段）の設置方法

■ 困り方のポイント

- 支柱を4～5mの間隔に立て、柵線を張る。
- 碍子は、ハクビシンの侵入方向（農地に対して外側）に向けて取りつける。
- 柵線の高さは、最下線を地面から約15cmの高さに、その上に15cm間隔で合計4本の柵線を張る。
- 電牧器は、地上から50cm以上離れた杭などの上に設置（雨などを防ぐ「屋根」を付ける）するか、農作業のための農具小屋などに取り付けることが多い。
- 電牧器と柵線、電源を繋げて、さらにアースをとる。地面がマイナス、柵線がプラスとなるよう配線する。
- アースは湿った場所を選び、土中になるべく深く埋める。また、アース棒の間隔は1m程度離す。

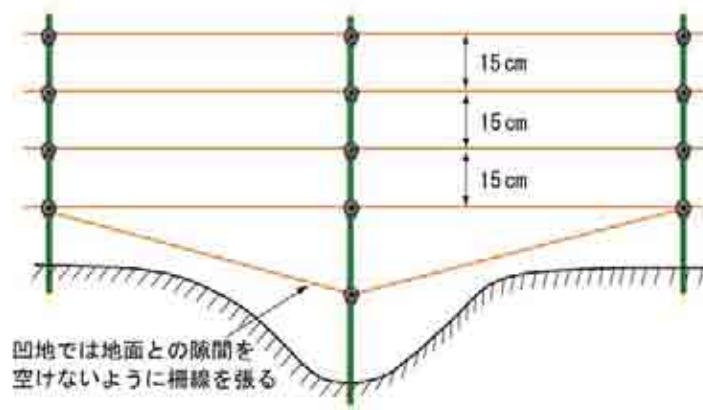
ここがポイント

現在、一般に販売されているイノシシ用やシカ用電気柵は、2段張りの規格でセット販売されています。これらを利用してハクビシン対策として4段張りにする場合は、柵線と碍子が2倍必要になりますので、追加購入が必要になります。

■ 維持管理のポイント

- 週1回はテスターなどを使って電圧を点検する。また、柵線に雑草などが伸びて接触していないかなど確認する。
- 地域によって異なるが雑草の管理は、漏電防止のため夏は1～2週間に1回の頻度で除草を行う。また、台風通過後や大雨の後は、倒木や折れ枝が電柵線に触れていないか必ず見回りを行う。
- 凹地などでは柵線の隙間を大きく開けないように、必要に応じて碍子の数を増やし、柵線を導く。
- 舗装路に沿って電気柵を張る場合、支柱は舗装路から50cm以上離す（図2.3）。舗装路は土の地面に比べて電気を通しにくいいため、舗装路際に電気柵を設置すると感電しにくい。

◆凹地をまたいで設置する場合



◆舗装道路沿いに設置する場合

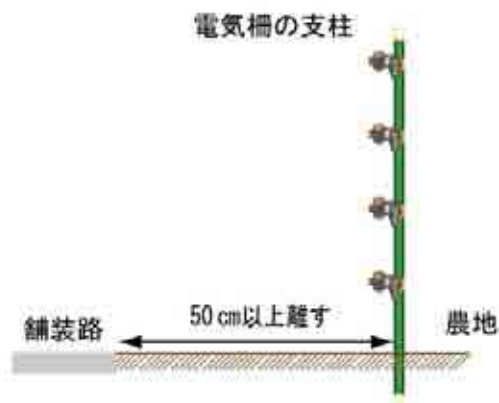
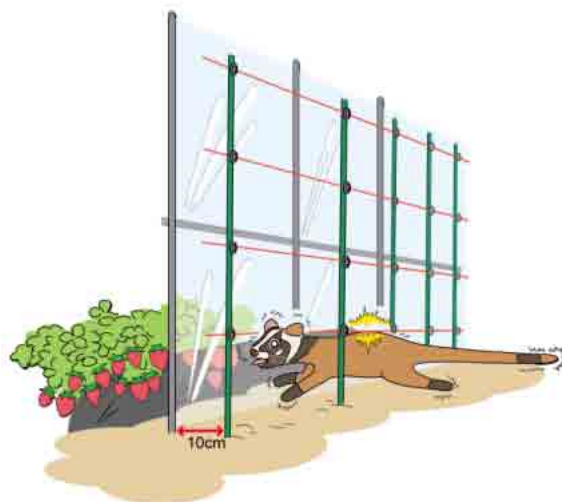


図2.3 電気柵を設置する注意点

■効果的な設置のポイント

- ハクビシンが柵線に触るよう、下段はできるだけ低く張る。
- 柵線をくぐり、すばやく通過しないように、障害物を作る。例えば、ビニールハウスと柵線の間隔は約10cm離し、ハクビシンが障害物のビニールハウスで一旦止まった時に、電気ショックを与えるようにする。



②ネットと電線の複合型（白落くん）

白落くんはハクビシンやアライグマ用電気柵として、埼玉県農林総合研究センター茶業特産研究所が開発したもので、ハクビシンの「何でも登る」習性を利用し、ネットに登らせることで電気ショックを与える構造になっている（図2.4と図2.5）。

これは、支柱がマイナス極（アース）、柵線がプラス極となり、支柱と柵線の両方に同時に触れて電流が流れ、電気ショックが起こる仕組みである。また、ハクビシンの他に鳥類から被害を受けている農作物の場合、防鳥ネットを弾性ポールに固定することで鳥による被害を防ぐこともできる。

■使用する資材の特徴

電気柵は柵線（電線）、ネット（防風網）、支柱（直管パイプ）、弾性ポール、電牧器、電源、危険表示版などからなる（表2.2）。

表2.2 使用する主な資材とその特徴

資 材	特 徴
柵 線	金属線、もしくは樹脂紐に金属線を編みこんだもの（樹脂紐タイプ）。野生獣はこれに触れ電気ショックを受ける。耐用年数は樹脂紐タイプで5～6年、金属線（高張力線）で15～20年程度である。
支 柱	直管パイプ（約90cm）。間隔は、1.8m～2.0m程度。
ポール	弾性ポール。プラスの柵線の絶縁用。鳥害がある場合は防鳥ネットを固定する。
ネット	防風網（目合い5mm）の高さは90cm、地中に約10～15cm埋める。
結束バンド	防風網と横支柱を結束する。約40cm間隔。
フックバンド	支柱組立止め具。横支柱と縦支柱を固定する。
電牧器	柵線に5,000～10,000V程度の電圧の電流を約1秒間隔で流す装置
電 源	乾電池やバッテリー、既存電源を使用。バッテリーの場合、充電のためのソーラーパネルを併設することが多い。単一乾電池6本で、昼夜連続使用の場合が1ヶ月半程度、夜間のみ場合は3ヶ月程度使用可能。
その他	パイプカッター、アース、危険表示版、テスターなど。



図2.4 電気柵（白落くん）の設置状況

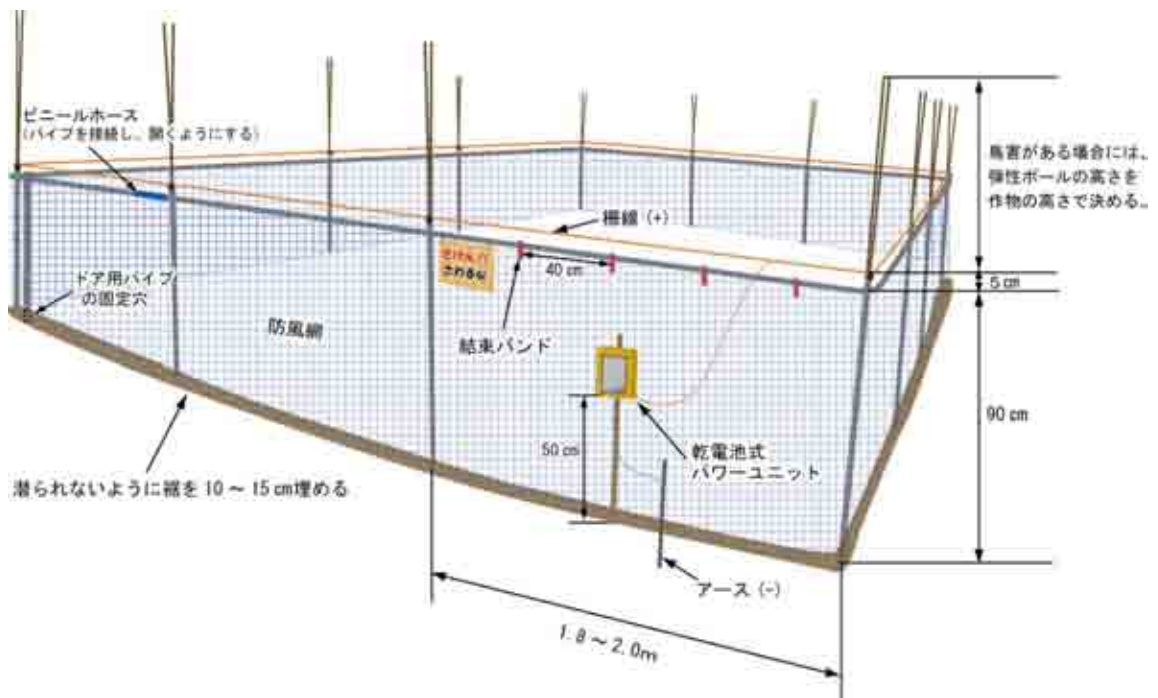


図2.5 白落くんの構造

■ 囲い方のポイント

- 支柱を 1.8～2.0mの間隔に立て、ネットと柵線を張る。
- 碍子は、野生動物の侵入方向（農地に対して外側）に向けて取りつける。
- 柵線の高さは、最上部のネット端から 5 cmの高さに張る。
- 防風網は、地上部が約 90 cm、地中に約 10～15 cm埋める。
- 電牧器は、地上から 50 cm以上離れた杭などの上に設置。
- 電牧器と柵線、電源を繋げて、さらにアースをとる。支柱がマイナス、柵線がプラスとなるよう配線する。
- アースは湿った場所を選び、土中になるべく深く埋める。また、アース棒の間隔は、1 m程度離す。
- 電気柵と作物の距離はなるべく離す。
- 出入り口は、ビニールホースを利用して、パイプを接続し自由に開閉できるように設置する（図 2.5 参照）。

■ 維持管理のポイント

- 週 1 回はテスターなどを使って電圧を点検する。電柵線が切れていないかなど確認を行う。
- 台風通過後や大雨の後は、倒木や折れ枝が防風網と防鳥ネットに触れていないか必ず見回りを行う。
- 防風網が破れていないか、網と地面に隙間ができていないか、頻繁に見回りをする。
- プラス線が防風網の上部（地上から約 95 cm）に設置するため、雑草による漏電は少ないが、枝の伸長による漏電には注意する。
- 白落くんは、ハクビシンやアライグマから農作物を守るために開発されたものであるので、必ずしも全ての獣害を回避できるとは限らない。



地面との隙間から侵入しているハクビシン

5. 被害防止対策の試験研究

近年、ハクビシンによる被害対策の手法として、忌避剤等による新たな被害対策試験が行われている。現在、試験研究段階であり、効果の検証中ではあるが、事例として紹介する。

(1) 忌避剤による被害対策試験

忌避剤とは、動物が匂いや味などを嫌って作物や人家周辺などに近寄らないようにするために用いる薬剤である。ハクビシンは、肛門腺に悪臭のある分泌物をもっていて、仲間とのやりとりを行うということで、臭いに敏感な動物であることから、この特徴を利用したものである。

ハクビシンが被害を及ぼす作物は、ナシやリンゴなどの果実、ナスなどの野菜であるが、人に害がない天然成分の忌避剤を用いて試験研究をしている事例を紹介する。

◆忌避剤

- 農家自身が設置でき、安価な経費で実施できるもの。
- 竹酢・木酢・薫炭液などを利用する。
- ナシ園やナスの畑にペットボトルに忌避剤を入れ、吊るす。

◆試験結果

- 試験の結果、2～3日程度で忌避効果がなくなった。



ナス畑での忌避剤効果試験



ナシ園での忌避剤効果試験

(2) ぶどう袋の材質試験

◆袋の利用

○ぶどうの房にかける「ぶどう袋」の種類による被害軽減試験

○ぶどうの袋は、慣行袋、ポリプロピレン袋、不織袋、厚紙袋の4種で試験を行っている。

◆試験結果

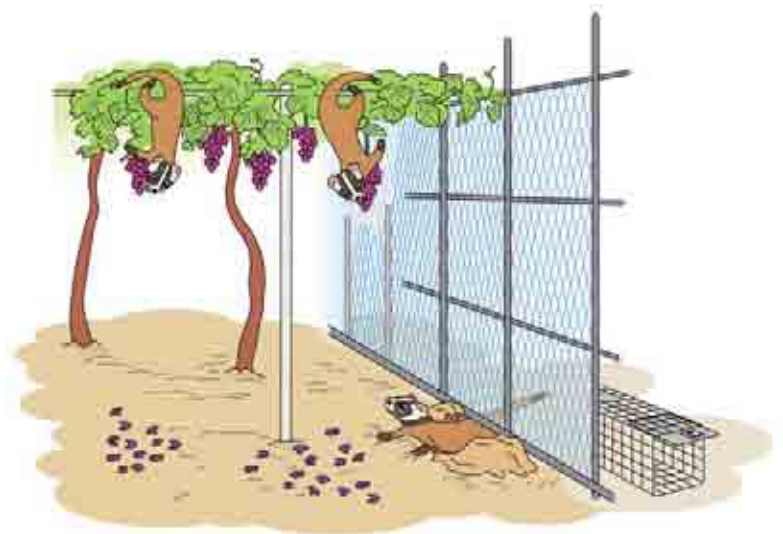
○慣行紙袋は破られた。不織布袋はほとんど破られなかったが、ぶどうの実を食べようとして、房を揉み果粒が袋の底に落ちていた。そのため、商品価値を失うものがある。



慣行紙袋



不織布袋



6. 捕獲による被害軽減

ハクビシンの捕獲には「狩猟による捕獲」と「有害鳥獣捕獲」がある。被害を軽減する目的であれば「有害鳥獣捕獲」を申請して捕獲をする。基本的には法定猟具を用い、ハクビシンなど中型の哺乳類の場合は、一般的にわな（はこわな、くくりわななど）、銃器（散弾銃など）が用いられる（表2.3）。

表2.3 ハクビシン用捕獲用具の特徴

猟具		特徴	価格
わな	はこわな	<ul style="list-style-type: none"> ・材質は金網、アルミニウム ・軽量で移動が容易 ・捕獲後の処理が行いやすい ・踏み板式とフック式がある 	1～2.5万円程度 金網の材質、フック式や踏み板式、はこの大きさにより異なる
	くくりわな	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーと板 ・移動が容易 ・捕獲後の処理が難しい 	6千円～1万2千円程度 (ワイヤーの太さにより異なる)
銃器	散弾銃	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲（発砲）する場所が、限定される ・遠くの個体を捕獲できる ・捕獲時に死亡している場合が多く、処分が容易 	10万円から

(1) 狩猟による捕獲

狩猟を行うためには、猟法に応じた狩猟免許を取得することが必要である。狩猟免許の種類には網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許がある。

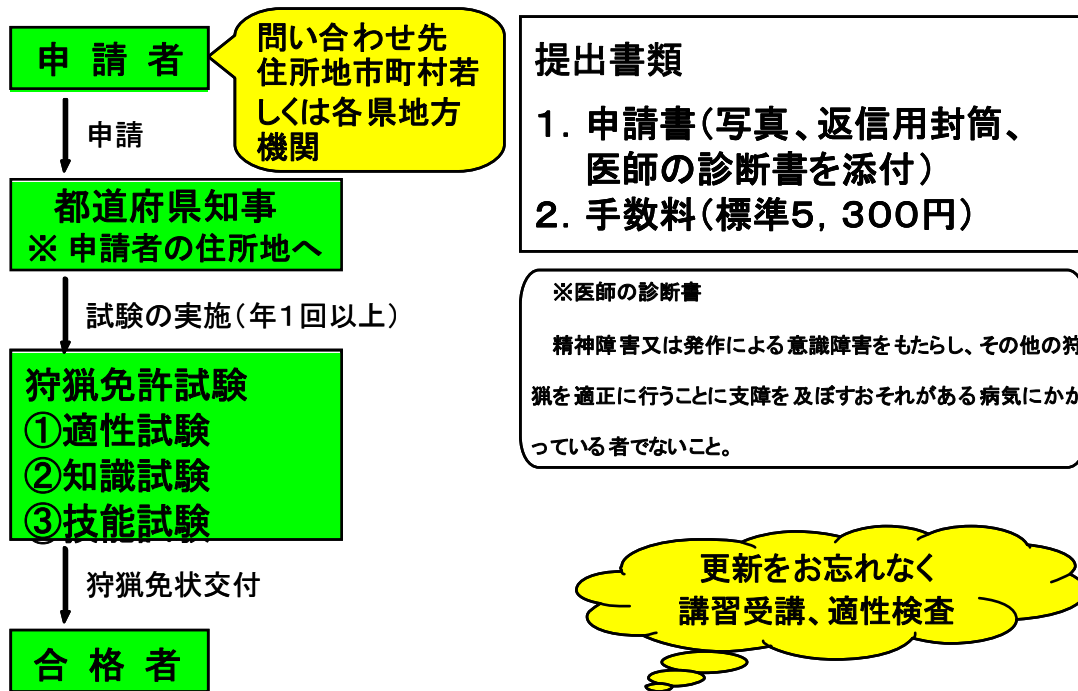
狩猟免許試験は、居住している地域を管轄する都道府県知事が実施し、試験に合格して取得した免許は、全国で有効である。ただし、狩猟をしようとする場合は、その地域を管轄する都道府県に狩猟者登録をする必要がある。免許の有効期間は3年間で、3年ごとに更新が必要である（表2.4）。

表 2.4 有害鳥獣捕獲と狩猟捕獲の比較

	免許	登 録	期 間
狩猟による捕獲	○	狩猟を行う都道府県に要登録	北海道以外：毎年11月15日～2月15日 北海道：毎年10月1日～翌年1月31日
有害鳥獣捕獲	○	× ^(*)	許可された期間であれば年中可能

(*)：狩猟者登録を義務づけている都道府県等もあるので、都道府県出先事務所及び市町村の鳥獣行政担当課等に確認されたい。

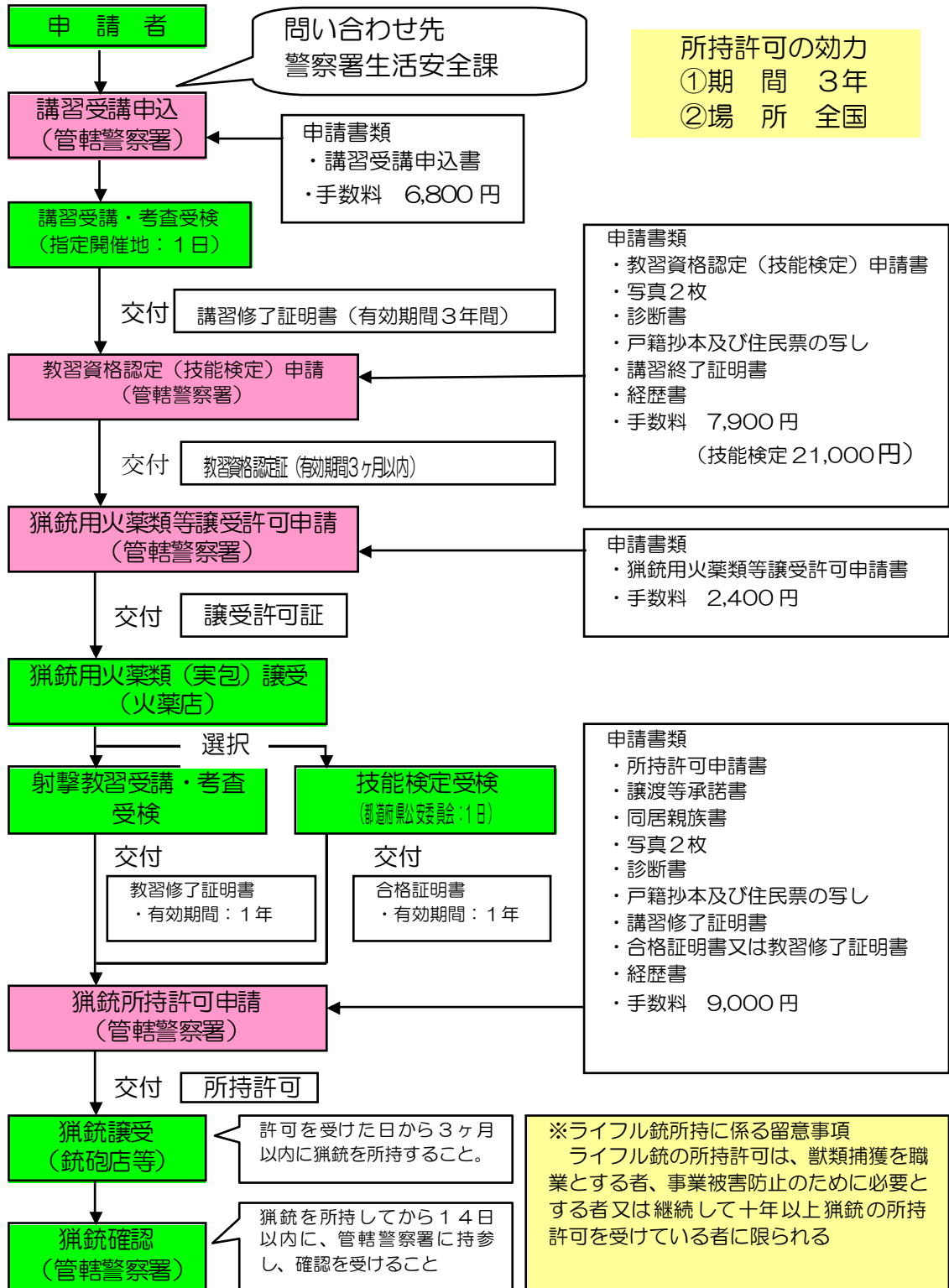
● 狩猟免許の申請手続き



狩猟免許の効力

- ① 期 間 3年(更新後も3年)
- ② 場 所 全国の区域

● 猟銃所持許可の申請手続き（初めて所持する場合）



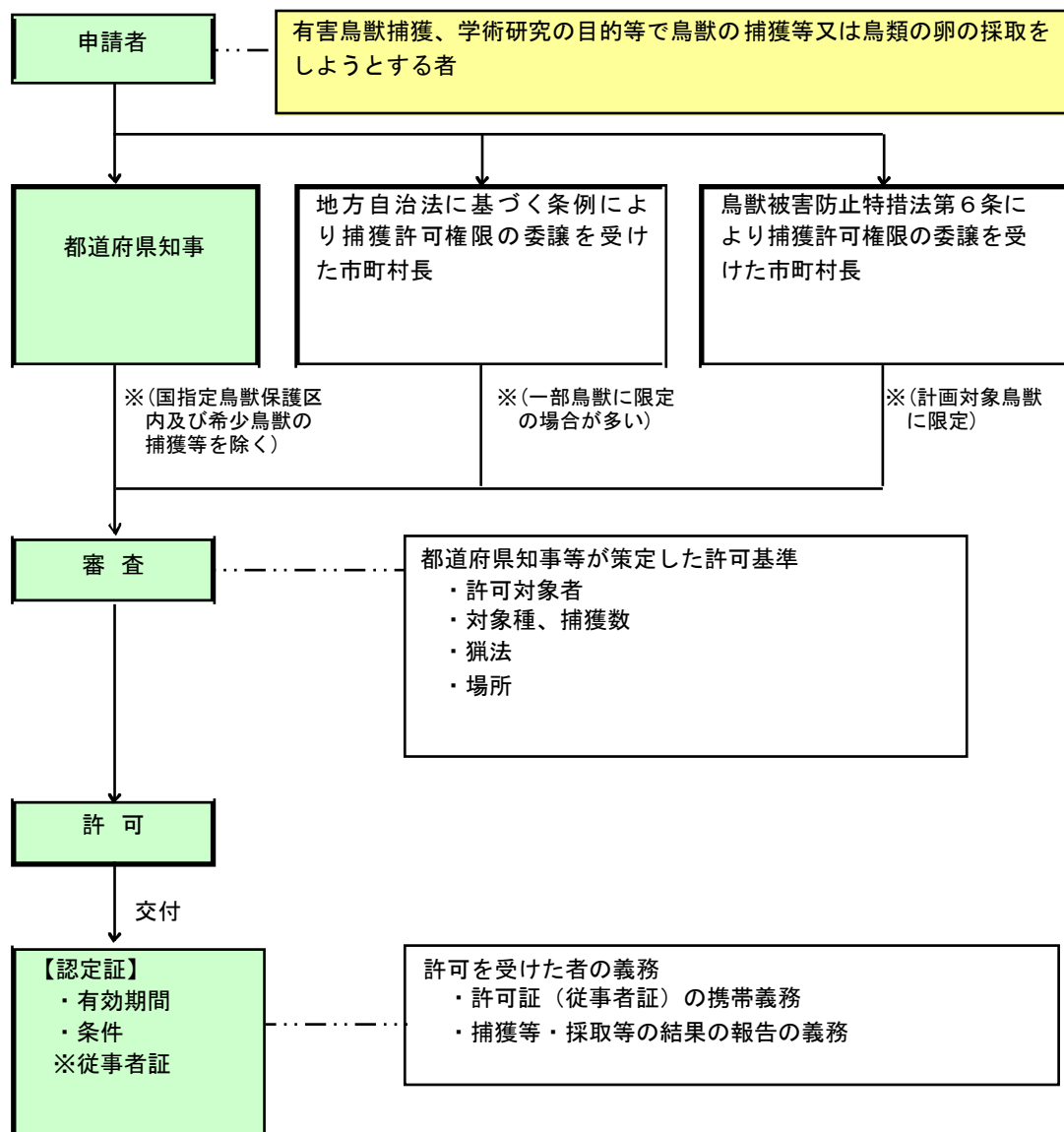
手数料については、都道府県の条例で定めており、標準的なものを記載している。

(2) 有害鳥獣捕獲

鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系にかかわる被害が生じている、あるいはその恐れがあり、原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時、その防止、軽減を図るために捕獲が行われる。捕獲許可申請は、被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合などに限定）が行うことができる。

被害を受けている農家の方は、有害鳥獣捕獲の申請をする場合は、各市町村鳥獣担当課へ相談するとよい。

●鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可手続き



■有害鳥獣捕獲の準備

①被害状況の把握

対象種の特定と、何が被害を受けたか、どれだけ被害が発生したかなどの把握。また、被害防止対策は、実施していたかなどをチェックする。

②捕獲に必要な許可の申請

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、都道府県または市町村に申請し、鳥獣捕獲許可を取得する。原則として、有害鳥獣捕獲には狩猟免許が必要である。

■捕獲わなの構造等

ハクビシンの捕獲には、箱型のわなを使用することを薦める。設置するのに軽量で持ち運びが便利である。また、捕獲後の移動、人への安全性、捕獲後の適正処理、ハクビシン以外の他の動物が錯誤捕獲された場合の放獣の観点からも「箱型」を使用する。

箱型捕獲わなを作動させるのに、踏み板式とフック式がある。踏み板式とは、ハクビシンが踏み板の奥の餌を食べようとして板に足を乗せた重さで扉が閉まるものである。フック式とは、フックに餌を吊るし、その餌を食べようとして作動するものである。捕獲わなの大きさは、一般的に幅 40 cm×高さ 40 cm×長さ 90 cm程度のもので使い易い。また、筒型の捕獲わなも販売されている。ドラム型で強度があり、動物の爪や歯で破損しにくく、光が差込みにくい為、捕った動物は暴れにくい形状になっている(表2.5)。

表2.5 箱型わなの大きさや価格

種類	大きさ	トリガー形式	大きさ	価格 [材質や網目の大きさにより異なる]
箱型	中型 (Mサイズ)	踏み板	高さ : 30 cm 幅 : 30 cm	10,000~15,000 円程度
		フック式	奥行き : 65 cm 重量 : 2~3 kg	6,500 円~12,000 円程度
	大型 (Lサイズ)	踏み板	高さ : 40 cm 幅 : 40 cm	10,000~25,000 円程度
		フック式	奥行き : 90 cm 重量 : 4~6 kg	8,000~25,000 円程度
筒型		フック式	高さ : 42 cm ドラム径 : 28 cm 幅 : 30 cm 奥行 : 68 cm 重さ : 6.5kg	10,000~15,000 円程度

・メーカーカタログなどから作成。価格などは 2007 年 12 月現在



かごわなの上面



正面入り口（踏み板式）



筒型の捕獲わな

■捕獲わなの設置・見回り

①ハクビシンの侵入経路把握

被害を受けている果樹園や農耕地の周辺を見回り、足跡、糞、獣道の確認や一番被害を受けている場所などを把握する。河川や水路、側溝などは、ハクビシンの移動経路として利用されることが多いので、特に注意が必要である。この移動経路場所が、捕獲わなの最適な設置ポイントとなる。

②餌の種類

ハクビシンは、雑食性だが果実が大好物であるため、餌として果物（黒くなったバナナなど甘くて、臭気の強いもの）を用いる。被害作物に執着している場合は、その被害作物より臭気の強いものを入れる。被害は継続しているのに、数日しても捕獲できない場合は、餌を替えてみるなど工夫する。また、栽培果物（ぶどう、メロン、リンゴなど）を餌として用いることは、ハクビシンの餌づけとなるので、使用は避けるべきである。

③見回り

捕獲わなを設置した場合は、毎日見回る。

④捕獲に当たっての留意事項

捕獲に際しては、捕獲の許可時に発行する許可証または従事者証を携帯し、許可を受けた者が、捕獲わなごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、許可有効期間を記載した標識を装着する。

また、許可証及び従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、許可申請をした窓口まで返納するとともに、捕獲の実績を報告する。なお、許可期間が過ぎた場合は、必ず捕獲わなが作動しないようにする。また、ハクビシン以外の動物が捕獲された場合は、速やかにその場で放逐する。

ハクビシンが捕獲できた場合でも、被害を出している個体が 1 頭とは限らないため、数日間は継続して捕獲わなを設置することをすすめる。

■捕獲後の処理

①適切な処理

ハクビシンを捕獲した場合、他の場所に放すことはしない。捕殺する場合は、安楽死など適切な方法を用いる。死後の個体は、すみやかに焼却処分を行う。やむを得ず埋葬する場合は、他の動物が掘り起こさないよう、地中深く埋葬すること。

なお、捕殺個体の処理方法については、市町村で定めている場合があるので、事前に確認する。

②その他

ハクビシンは野生動物であり、寄生虫やダニなどを保有していることが多いため、作業に当たっては、皮手袋を装着する。また、作業終了後には、十分な手洗いをを行う。